

砺波市教育委員会後援等名義の使用について

後援等名義使用の対象

1 後援等名義使用の対象については、次のとおりとする。

(1) 後援

事業の趣旨に賛同し、当該事業の実施に当たって名義の使用をもって支援することという。

(2) 共催

事業の企画又は運営に参加し、当該事業の共同主催者として責任の一部を分担することという。

(3) 協賛

事業の趣旨に対して賛意を表することをいう。

承認の基準

2 承認の基準は、次のとおりとする。

(1) 事業の主催者が次のいずれかに該当するものであること。

ア 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体

イ 学校及びこれらの連合体

ウ 学校教育、社会教育、社会体育に関する団体、文化団体、教育研究団体、新聞社、放送局等の報道機関、その他の団体で当該団体の設立目的又は活動状況等が砺波市教育行政の進展に寄与すると認められるもの。

(2) 事業の内容が次のすべてに該当するものであること。

ア 事業の目的及び内容が広く市民福祉、教育、文化及びスポーツの普及向上に寄与するもので、公益性の認められるもの。ただし、宗教活動又は政治活動と認められるものは除く。

イ 砺波市教育行政の進展に寄与するもの。

ウ 営利を主な目的としないもの。

エ 公序良俗に反しないもので、その他社会的な非難を受けるおそれがないと認められるもの。

(3) その他、次の要件をすべて満たすものであること。

ア 主催者の存在が明確で、事業の遂行能力が十分であると認められるもの。

イ 役員その他事業関係者が信用しうるものであること。

ウ 無料及び、入場料、参加料、出展料等主催者が経費を徴収するものについては、事業内容及び規模からみて適当であると認められるもの。

エ 開催、開設にあたって公衆衛生、災害防止について十分な設備及び措置が講ぜられていること。

後援等の申請

3 後援等の申請については、次のとおりとする。

(1) 申請

事業の後援等の承認を受けようとするものは、次のア～クに掲げる事項に記載した「砺波市教育委員会後援等名義使用申請書（様式第1号）」又はそれに準じる申請書に次のケ～サに掲げる書類等を添えて教育長に提出しなければならない。

- ア 後援等の区分（後援、共催、協賛）
- イ 事業の名称、目的及び内容
- ウ 主催者の氏名及び事務局等連絡先
- エ 事業の開催日（期間）及び場所
- オ 他の後援等予定者
- カ 入場料金等の徴収金額
- キ 砺波市教育委員会の後援を必要とする理由
- ク その他事業開催について説明を要する事項
- ケ 事業内容がわかるパンフレット等（過年度のものでも可）
- コ 新規の場合は、申請団体の概要が分かるもの（名簿、規約、予算等）。
- サ 賞状等に押印する場合は賞状等の写し又はその文案

(2) 承認

教育長は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、名義の使用承認を決定したとは、申請者に対し砺波市教育委員会後援等名義使用承認通知書（様式第2号）により通知する。

(3) 事業内容の変更

事業の後援等の承認を受けたものは、当該申請に係る事業の内容を変更しようとするときは、直ちに砺波市教育委員会名義使用変更申請書（様式第3号）を教育長に提出し、承認を受けなければならない。

(4) 承認の取消し

事業の後援等の承認を受けたものが、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、直ちにその訂正を命じ、又は当該承認を取消すものとする。

- ア 虚偽の申請をしたとき
- イ 承認の条件に違反したとき
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団であるとき
- エ 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員であるとき
- オ 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に定める暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であるとき
- カ その他後援等を使用させることが相応しくない事態が生じたとき

(5) 事業終了の報告

事業の後援等の承認を受けたものは、当該事業が終了したときは、砺波市教育委員会後援等名義使用実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類等を添えて教育長

に提出しなければならない。

ア 名義の使用が確認できる印刷物等（プログラム、実施要項等）

イ 写真又は新聞等の切り抜き

ウ 参加者等に料金を徴収する事業にあつては、当該事業の収支決算書